

広報

ふじ

[毎月5日・25日発行]

55.4.25

No. 294

発行・富士市役所
富士市永田61-1
電話<0545>51-0123

編集・
行政管理部広報広聴課

田子浦臨港線開通



港と東名インターを結ぶ

田子浦臨港線が部分開通

ゆたかな環境をめざして

自然環境の保全と緑の育成に関する基本計画ができました

このほど、市は「富士市の自然環境の保全と緑の育成に関する基本計画」をつくりました。

この基本計画は、市自然環境保全会議が審議した内容に基づいて、自

然と市民生活が調和した、豊かでうるおいのある都市づくりをめざすためにつくったものです。

それでは、この基本計画について主な点を紹介してみましょう。

昭和60年を目標

この基本計画は、昭和50年12月に制定された「富士市の自然環境の保全と緑の育成に関する条例」によってつくられ、昭和60年を目標にしています。

この計画を推進するには、今まで実施してきた施策の成果をふまえながら、さらに総合的・体系的に自然環境の保全と緑の育成をめざさなければなりません。

基本計画を審議した市自然環境保全会議は、「計画を実現するには、行政努力はもちろんのこと、市民ひとりひとりが自然保護や緑化について、理解と責任をもつことが必要だ」と強調しています。

また、この計画は次の4つの基本的な考え方から成り立っています。

第1に 自然を守る

第2に みどり豊かな都市づくり

第3に 自然の調査

第4に 自然に学ぶ

自然を守る

富士愛鷹山麓を中心とした富士市の自然環境は、工業都市としての発展と市民生活に大きな役割を果しています。

市民が安全で快適な生活環境を維持してゆくには、残された自然を適切に保護するとともに、節度ある利用もあわせ考えなければなりません。

このような考え方から、ヤブツバキクラス域(海拔650m以下)の照葉樹林帯)の自然植生が残る間門浅間神社等の植生保護を行なう自然植生の保護。多くの市民に親しまれている丸火自然公園をさらに充実するための丸火自然公園の保全整備。市街地の

緑が少なくなりつつある現在、その緑を守り、さらに育てることをめざした樹林・樹木の保護など。

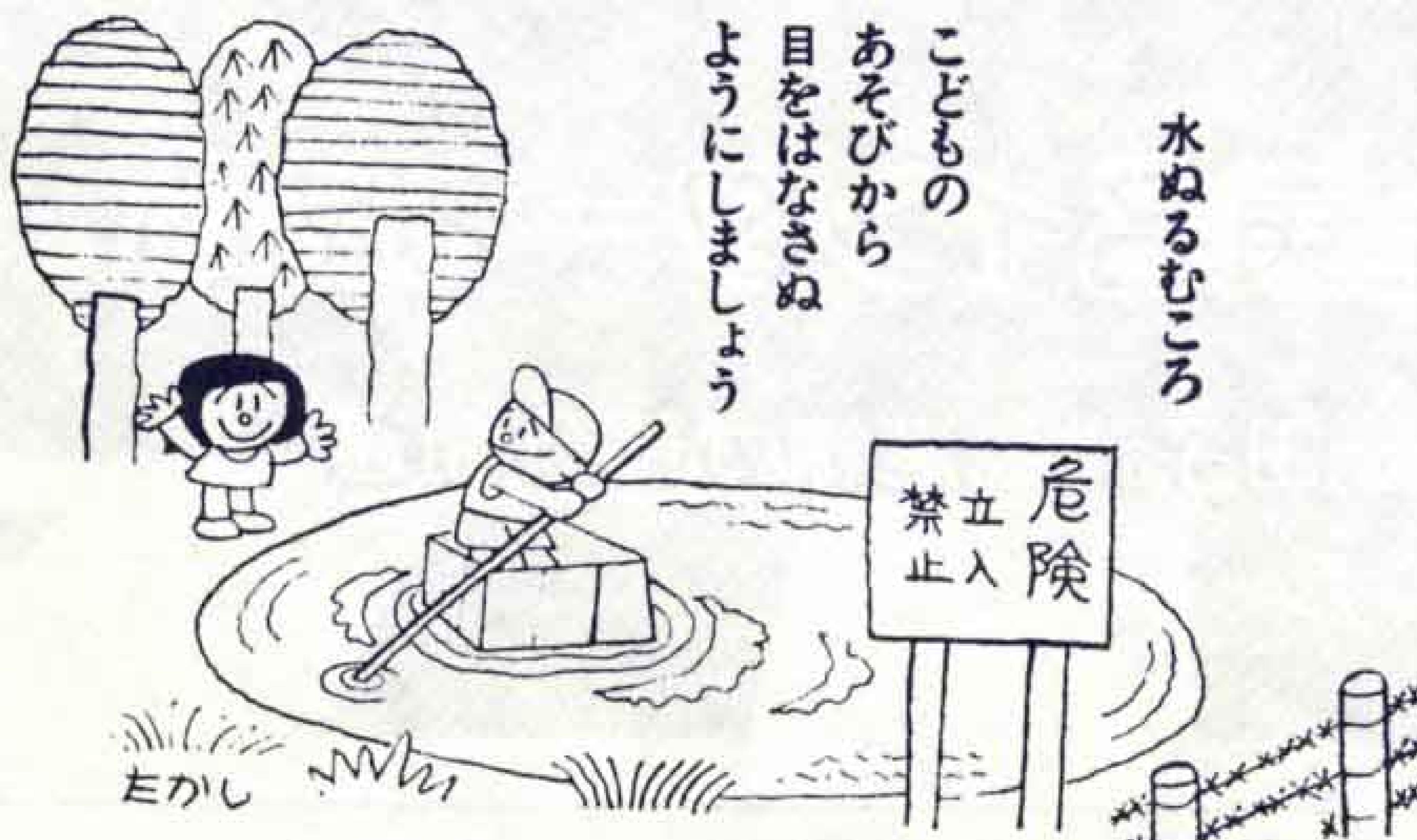
みどり豊かな都市づくり

緑は、大気の浄化や気象緩和、防災機能だけでなく、人間生活にうるおいと安らぎを与えてくれ、豊かな人間性を育てる重要な役割を果しています。

また緑化は、生活環境整備の身近な問題であるため、その視点を、「緑を守る」「緑をつくる」「緑を育て



【植生豊富な須津川渓谷】



吉原市民会館、富士文化センターの十一月分受付は、五月一日午前八時三十分から受付ます。
十一月は、市の文化祭や結婚式など、混み合いますので申込みは早めに。なお、休館日を次のとおり変更しますのでお知らせします。
■ 吉原市民会館の休館日
十一月四日(火)、十一月十六日(日)
■ 富士文化センターの休館日
十一月十日(月)、十一月二十三日(日)
※ 結婚式は富士文化センターをご利用ください。☎ 61-6262

十一月休館日の変更

る」の3点におき、富士市に合った都市緑化を進めていかなければなりません。



【整備される丸火自然公園】

そこで、みどり豊かな都市づくりには、街路・公共施設・家庭・工場の緑化、都市の美化と清潔保持のための「都市美化運動の推進」などを計画しています。

自然の調査

人間が良好な環境のもとで生活するためには、人間活動と自然との関係、生態系などについての研究を積極的におし進めることが必要です。

自然の調査を進めるには、富士市域自然調査研究会の調査に協力する自然調査研究の推進。

もうひとつは、標本や資料の有効利用を目的とした、標本資料等の公開を計画しています。

自然に学ぶ

自然保護思想の高揚を具体的に推進。自然のしくみや人間と自然との関係について市民の理解を深め、自然に対する愛情の育成をはかります。

これらを進めるため、スライドや映画等を用いた広報。学校教育、社会教育を通じて行う、市民意識の高揚と啓もう運動の推進。更に市民エネルギーを結集した自然保護団体等市民運動の育成をはかります。

「富士市の自然環境の保全と緑の育成に関する基本計画」についての問合せは、市環境保全課☎51-0123内線561~563へ。

樹林・樹木を保護します

基本計画の中にある「樹林・樹木の保護」を、今年度から実施します。

この樹林・樹木の保護は、神社や寺院、または公共的施設などにあるすぐれた樹林・樹木を生活環境の保全と緑のシンボルとして保護指定しようとするものです。

保護指定する樹林・樹木には標識を設置するとともに補助金を交付します。

今年度は、まず富士駅南、駅北、伝法、吉原、今泉（東名高速道路南側）の5地区の神社林を対象に行います。

富士市樹林及び樹木の保護指定に関する要綱

◆保護指定基準

- (1)樹林については、健全で、樹容がうつくしく優れ、樹林のある土地の面積が200平方m以上あること。
- (2)樹木については、次のいずれかに該当し、樹容がうつくしく優れていること。
 - ・1.5倍の高さにおける幹の周囲が1.2倍以上。
 - ・高さが15m以上。
 - ・株立した樹木で、高さが3m以上。
 - ・はん登性（つる等）で、枝葉の面積が



【石井・愛鷹神社】

30平方m以上。

◆補助金の交付

- (1)樹林については、500平方mまでは年額2万円とし、100平方m増すごとに2,000円を加算する。ただし、補助金の限度額は年額5万円とする。
- (2)樹木については、1本につき年額8,000円とする。

問合せは市環境保全課へ

表紙のことば



田子の浦港と東名インターを結ぶ、都市計画道路田子浦臨港線の一部が完成、四月七日開通式が行われました。
こんど完成したのは、国道一号線（弥生線）一・三段で、昭和四十八年度から七ヵ年の歳月と七億九千万円がかけられています。田子浦臨港線は、残された旧大月線（大月線）三百五十mが、昭和五十六年度に完成、全線開通する予定です。

東京ゾリストン
特別演奏会
だより

・とき 五月十日（土）
十八時三十分
・ところ 富士文化センター



すこやかな子どもを育てましょう

しつけのポイント

「子は親の鏡」「三つ子の魂、百まで」「かわいい子には旅をさせろ」「子どもの前では、ことばをつつしめ」など、子どものしつけにまつわることわざは昔から数多いですね。

5月5日の子どもの日は、昭和23年に児童福祉というものをみんなに知ってもらおうとてきた日です。

32回目の子どもの日を迎えるにあたり、今回は子どものしつけについて、昨年11月に行われたシンポジウム「子どもの権利と幸せを考える」を参考にまとめてみました。

児童福祉週間 5月5日～5月11日

その1、近所づきあいを大切に

家庭同士のつきあいが少なくなつてはいませんか。近所とのつきあいは葬式ぐらいという家庭では、いきおい目が内へ内へと向くようになりどうしても子どもを見る目が部分的になります。そのため過保護、過干渉ぎみになり、子どもの自立の芽をつむ結果になっています。

子どもは地域社会の子どもたちの中で、もまれながら成長していくものです。近所さらに地域社会と広く結びついた家庭を築きましょう。

その2、いつも笑いを

ことばをよく理解できない小さいとき、悪さをしたら尻をたたくなどの体罰もしつけの手段です。言つてわかるようになればしめたもの、でも、あけてくれてもガミガミでは逆

効果みたいです。しつけのポイント、ポイントは、お父さんにやっていただくのが一番よいようです。

家庭によってしつけのしかたもいろいろあるでしょう。しかし、忘れてならないのが笑いです。非行少年のてる家庭の欠陥は、笑いのないことなのです。母も笑わなければ、父も笑わない、だれも笑わない。ブツブツ文句をいうだけの家庭。こういう家庭ではどうしても問題が起りやすいのです。

その3、ことばづかいを考えて

お母さん、日曜日にテレビを見ながらゴロゴロしているお父さんを見て、子どもたちにこんなことを言つていませんか。「これだから、お父さんは出世しないのよ……。だからあなたたちはお父さんのようにならないでね」……これでは、お父さん

もたまりません。子どもたちがお父さんの働く姿を直接見ることはなくとも、「ゴロゴロしているのは、おまえたちのために一生懸命働いて疲れているからよ」と言えば、立派なお手本になるのです。

その4、長所を見つけて 伸ばそう

まちがったしつけをしていませんか。かわいさのあまり甘やかしすぎる過保護になつたり、逆に親の理想に近づけるために厳しすぎる過干渉の親になりがちですね。過保護に育てると子どもは依頼心の強い性格になります。やめなさい、こうしなさいだけの過干渉では悪くすると二面性を持った性格になります。

子どもの長所を見つけ、伸ばしながら日常生活に必要な行動様式を習慣づけるように心掛けましょう。

このごろ、朝から授業中におくびをする小学生が増えているそうです。小学校では一定の時間、勉強に集中することが求められます。では、学校に行つたとき頭がさえ授業中も集中して勉強できるようになります。頭がさえているといふことは、大脳が活発に働いているということです。最近の子どもの腰痛や高血圧などの体のおかしさは、大脳の活動水準の低下（朝からのあくび）に結びつくといわれています。

さえた頭、つまり大脳の活動水準を高めておくためには、生活リズムを朝型にしておくことが必要です。よいつぱりの朝寝坊、夜型の子どもを朝型にするには、やはり親がその気になつて学校へ行く一時間半くらい前に、子どもが自然に起きるようしむける努力が必要ですね。



小児マヒの生ワク投与を行います

暮らしのたより（市役所）五二〇二二三

◎該当する人

- ・1回目 昭和54年7月1日～昭和55年1月31日までに生まれた人。
- ・2回目 昭和54年2月1日～昭和54年6月30日までに生まれた人。
- ・実施もれ 昭和53年11月1日～昭和54年1月31日までに生まれた人で、病気、その他の理由で2回目の投与を受けていない人。

◎次の人は投与を受けないでください。

- ・下痢をしている人。
- ・熱のある人、又は著しい栄養障害のある人。
- ・心臓血管系疾患、腎臓病、肝臓病にかかっている人。
- ・今回の予防接種にアレルギー反応があることが明らかな人。又は前に異常な副反応を起したことが明らかな人。
- ・最近、1年以内にけいれん（ひきつけ）を起した人。
- ・種痘、麻しんもしくは風しん予防接種を受けた後、1ヵ月を経過していない人。

◎接種時の注意事項

- ・当日は、通知書（問診票）と母子健康手帳は必ず持参してください。
- ・投与対象者の健康状態が良好な時に受けてください。

- ・できるだけ、保護者が会場へ同行してください。

※問診票の次の事項には特に注意してください。記載もあると投与は受けられません。

- ・体温は、今朝目覚めた時の体温と会場へ来る前の体温を2度はかってください。

・体温が37度以上の時は、体温欄に赤エンピツで記入してください。

- ・問診票の答えが「希望しない」又は「はい」となる場合は、赤エンピツで記入してください。

- ・問診票に印かんを忘れずに押してください。

◎料金 無料

◎接種後の注意

- ・投与後30分位は飲食をさけてください。
- ・経口生ポリオワクチンの投与を受けた後、間もない時期には、抜歯・扁桃腺摘出等の外科的手術はさけてください。
- ・投与を受けた後、高熱、けいれん等の重い症状が出た場合は、かかりつけの医師の診察を受けてください。これらの症状が投与を受けたために起ったと言われた場合には、市役所に連絡してください。
- ・当日の入浴はさしつかえありません。

◎お問合せは 市健康課 内線 321

実施会場	実施月日	実施時間	実施会場	実施月日	実施時間
南公民館 須津公民館 元吉原公民館 大渕公民館	5月12日(月)	13:20～14:20	富士市立体育館 原田公民館	5月14日(水)	13:20～14:20
広見公民館 吉永公民館 鷹岡公民館 岩松公民館	5月13日(火)	13:20～14:20	東公民館 伝法公民館 神戸公民館 田子浦公民館		13:20～13:50
富士公民館 今泉公民館	5月14日(木)	13:20～14:20	富士市立体育館 吉永公民館 富士公民館 鷹岡公民館	5月27日(火)	13:20～14:20 追 加

私道の舗装工事に補助金

◆対象になるのは

公道として認定するのが困難な私道で、近くの公道が舗装され、次の要件を備え工事の施行基準に合っている場合。

- ・道路幅が2.7m以上あること
- ・道路の起点と終点が公道に接続している場合、もしくは起点か終点の一方が公道に接し、延長50m以上、家屋が10戸以上あること
- ・側溝などの配水施設が整備されていること
- ・土地権利者が一般の通行利用を承諾していること

- ・上水道が完備していること
- ・利用しはじめて3年以上たっていること
- ・市長が生活環境などを考え認めたとき

◆交付額

標準工事費の2分の1以内

◆交付の補助枠

300万円（件数の多いときは抽選）

◆受付期間

5月1日～5月21日

◆その他 富士市建設工事入札参加願いの受理されている業者であること

◆申込み、問合せは 市建設部管理課
内線 343、345

市政モニター決まる

新しい市政モニター、24人の方々に4月11日市長から委嘱状が、手渡されました。

市政モニターは、会議や、手紙で行政への意見、要望などを寄せていただきます。

今年のモニターは、次の方々です。
馬場喜久代(柚木) 安福清一(伝法)
高木恭子(境) 河岸正治(中島)
長橋敏夫(天間) 野村初男(一色)
小林勝久(神谷2丁目) 巢立茂子(広

見8丁目) 高田利江(伝法) 後藤綾子(御幸町)
高橋玉枝(中野) 鈴木
鈴子(大渕) 横田小枝
子(今宮) 伊藤好美(天
間) 清水恵子(富士見
台4丁目) 梶原文枝(久
沢) 望月孝子(富士
本町) 古郡国雄(伝法)
鈴木ます子(入山瀬) 望月典子(五
貫島) 稲葉信男(伝法) 藤井久美子

(比奈) 高橋光子(比奈) 亀田美由
紀(水戸島本町)



グループ訪問

(20)

若者の社交場

勤労青少年ホーム「喫茶ヒュッテ」



コーヒー100円、ラーメン120円、焼ソバ120円、とにかく安いので、ホームを利用している若者たちに人気がある。

勤労青少年ホームにある『喫茶ヒュッテ』は、利用者の憩いの場であり社交の場でもある。

月、水、金曜日の午後6時から週3日開店。運

営は、クラブ員6人が2人づつ交代で。

気軽に利用してもらおうと、店内にはコタツやマンガなどが置かれている。

リーダーの帶金基宏さん(25歳)は、「コーヒーなどを作ることに興味のある人は、ぜひどうぞ」と話していました。

連絡先 ☎21-6129 勤労青少年ホーム。



汚水の排出に思う

(こえ) クリーニング店から側溝に流れ、あふれている白い泡を見て、事業所等に適用されてい

る、水質規制のようなものがあつてよいと思いますがどうでしょうか。

規制がない場合は、クリーニング組合を通して行政指導をして改善させることは、環境衛生上好ましいことだと思います。

またこれ以外に写真店、塗装店についても指導をお願いします。

(一市民)

(こたえ) クリーニング店や、フィルム現像洗浄施設を持つている写真店は、法律(水質汚濁防止

法)により、特定事業所に指定され、届出義務が課せられています。

しかし、水質規制にかかるものは、1日の排出水量が、50立方㍍以上の中業事務所です。

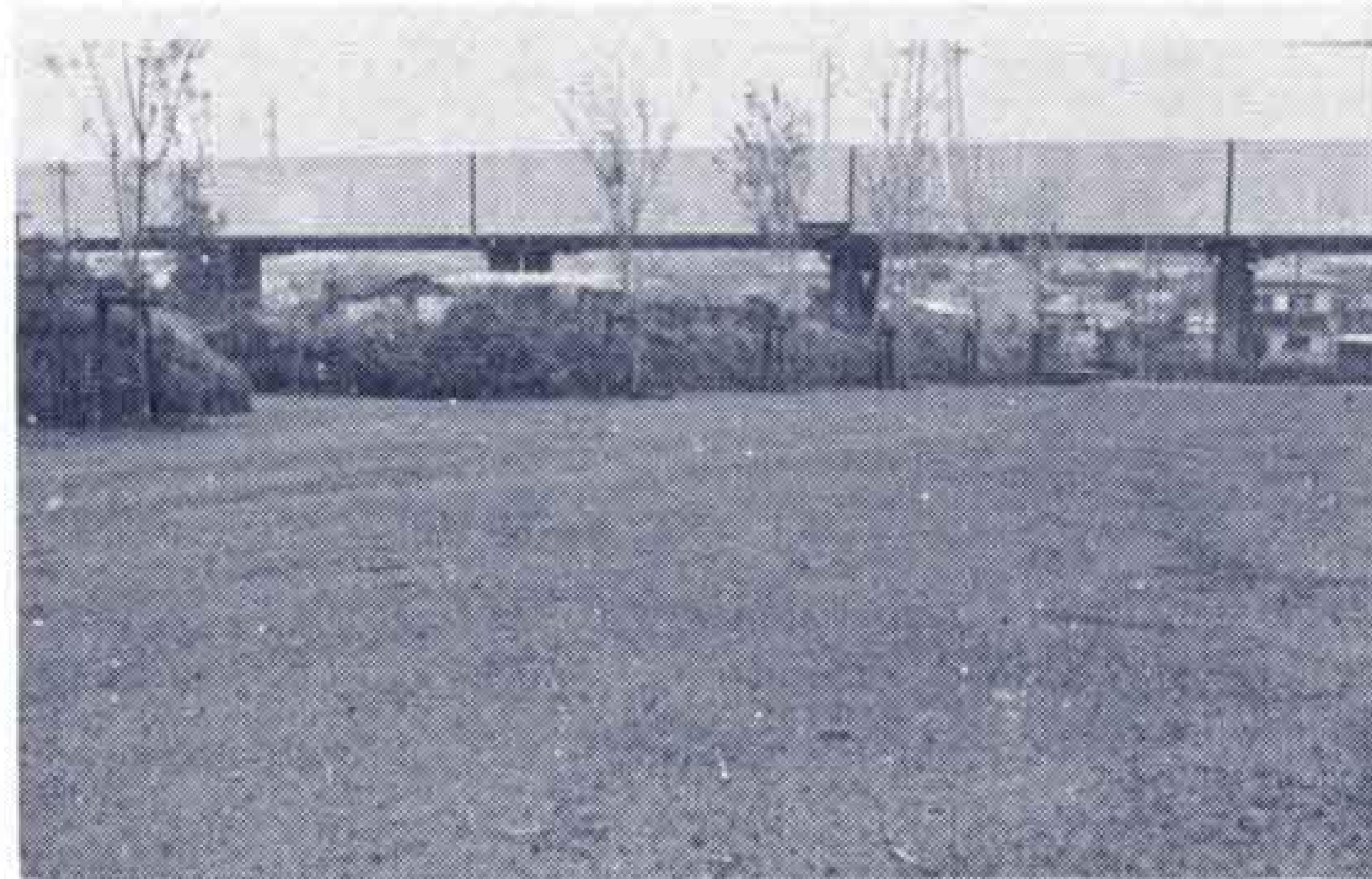
市内のクリーニング店や写真店では、水質規制にかかるところはありませんが、市の公害防止対策に関する指導方針により、法に準じた排出水質の指導をしています。

また、市は、他の規制対象外の事業所についても、苦情があれば隨時指導を行っていきます。

(市公害課)

第十七回緑と花の百科展が、十三日市役所北側駐車場で開かれました。あいにくの雨にもかかわらず、市価より二割ぐらい安い、ツツジ、フジなど季節の花や、庭木、盆栽を求めて、約二万人の市民が訪れました。また会場の一角では、野菜なども即売され、こちらも、タケノコやイチゴなどが飛ぶように売れていました。

雨中の百科展に二万人



休耕地が江尾公園に

須津地区待望の江尾公園が、2年がかりで完成し、3月30日開園式が行われました。

公園は、ソフトボール場、ゲートボール場など全部で8,900平方mあります。工事費は借地のため1,650万円できました。

この日、さっそくソフトボールが行われ、歓声がとびかわっていました。

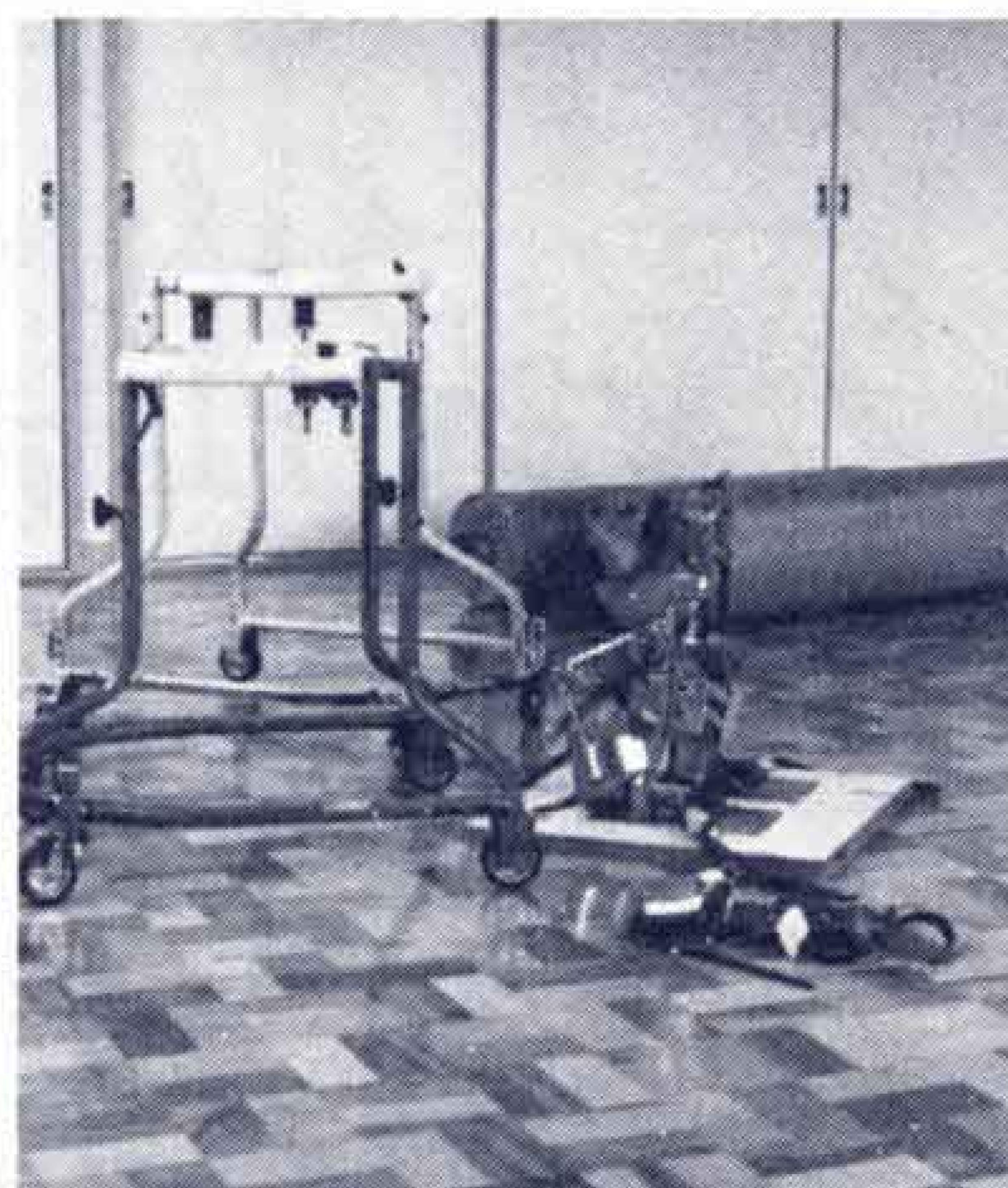


機能回復訓練室できる

このほど肢体不自由児機能回復訓練室が、大渕のそびな学園内にできました。

これは、肢体不自由児が、親と通園し、機能回復訓練を受けたり、家庭での日常生活動作訓練の指導が受けられます。

これからの訓練室の運営が、期待されます。

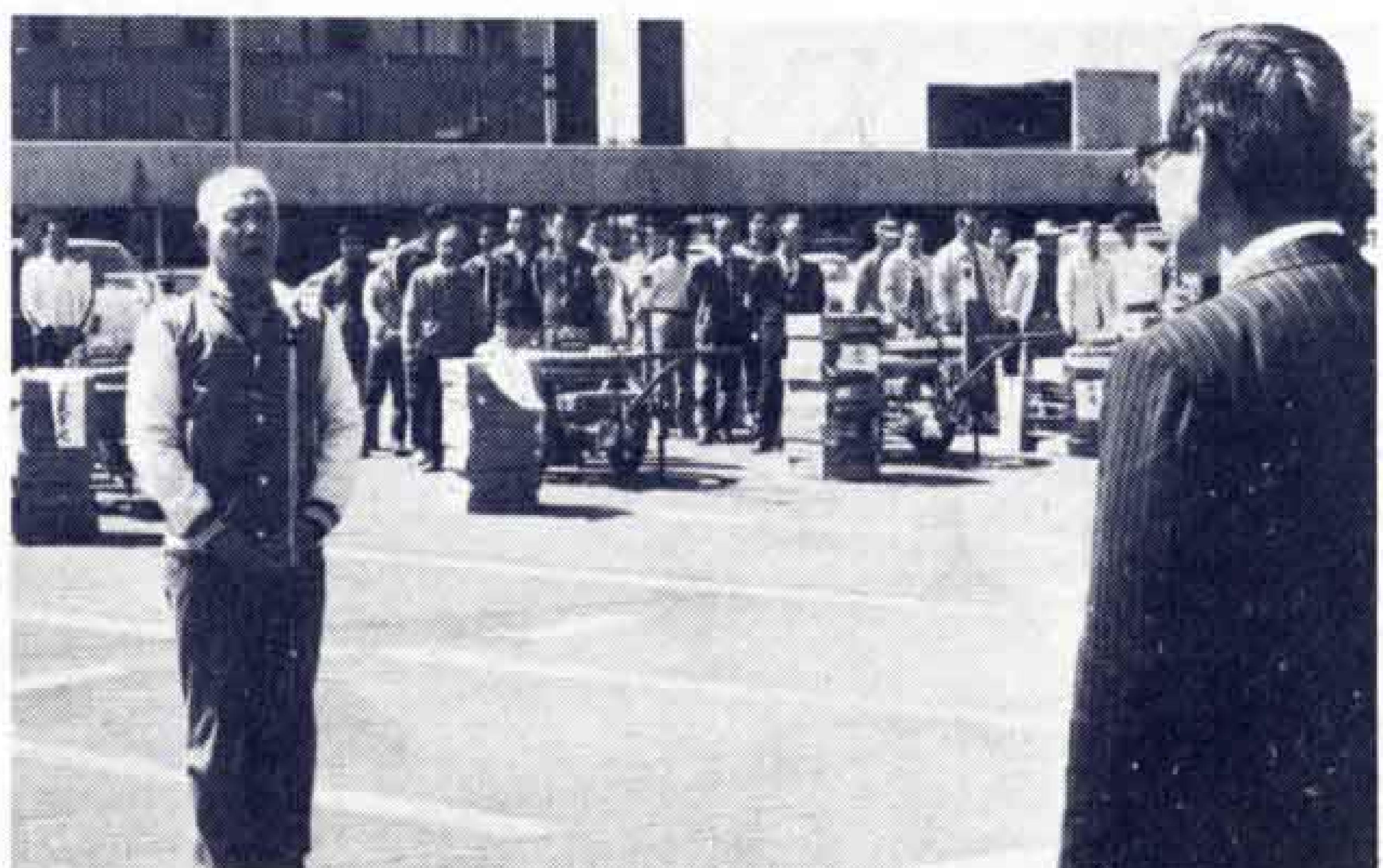


「初期消火に役立てるぞ。」

自主防災組織への可搬式ポンプ引渡式が、3月30日市役所で行われました。

この可搬式ポンプは、市が100t防火水槽を設置した21町内会に引渡したものです。

これに対し町内会を代表して、富士見台7丁目の佐野茂雄さんが「宝(ポンプ)のもぐされにならないよう訓練し、活用していきたい」と謝辞を述べました。



やさしい法律相談

(6)



隣りの木の枝や根がこちらに のびてきて困る どうすればよいか

隣地の木の枝が境界線をこえてくれれば、その木の所有者に話して、越境部分を切りとってもらうことができます。

所有者がそれに応じてくれなければ、裁判所に訴えて判決をもらい（急ぐときは仮処分を申し立てます）、その判決どおりのことを第三者に実現してもらう、という形で、枝を切りとつてもらい、経費を木の所有者から取り立てます。

越境した根は 自分で切りとれるか…

越境してきたのが、根である場合は、こんな手続はいらず、越境された人が自分で直接切りとつてしまつてよいことになっていますから簡単です。

民法（233条）が、なぜ枝と根をこんなに区別するの

か、現在では合理的な理由は考えられないのですが、うっかり、枝を自分で切つてしまわないよう気をつけてください。

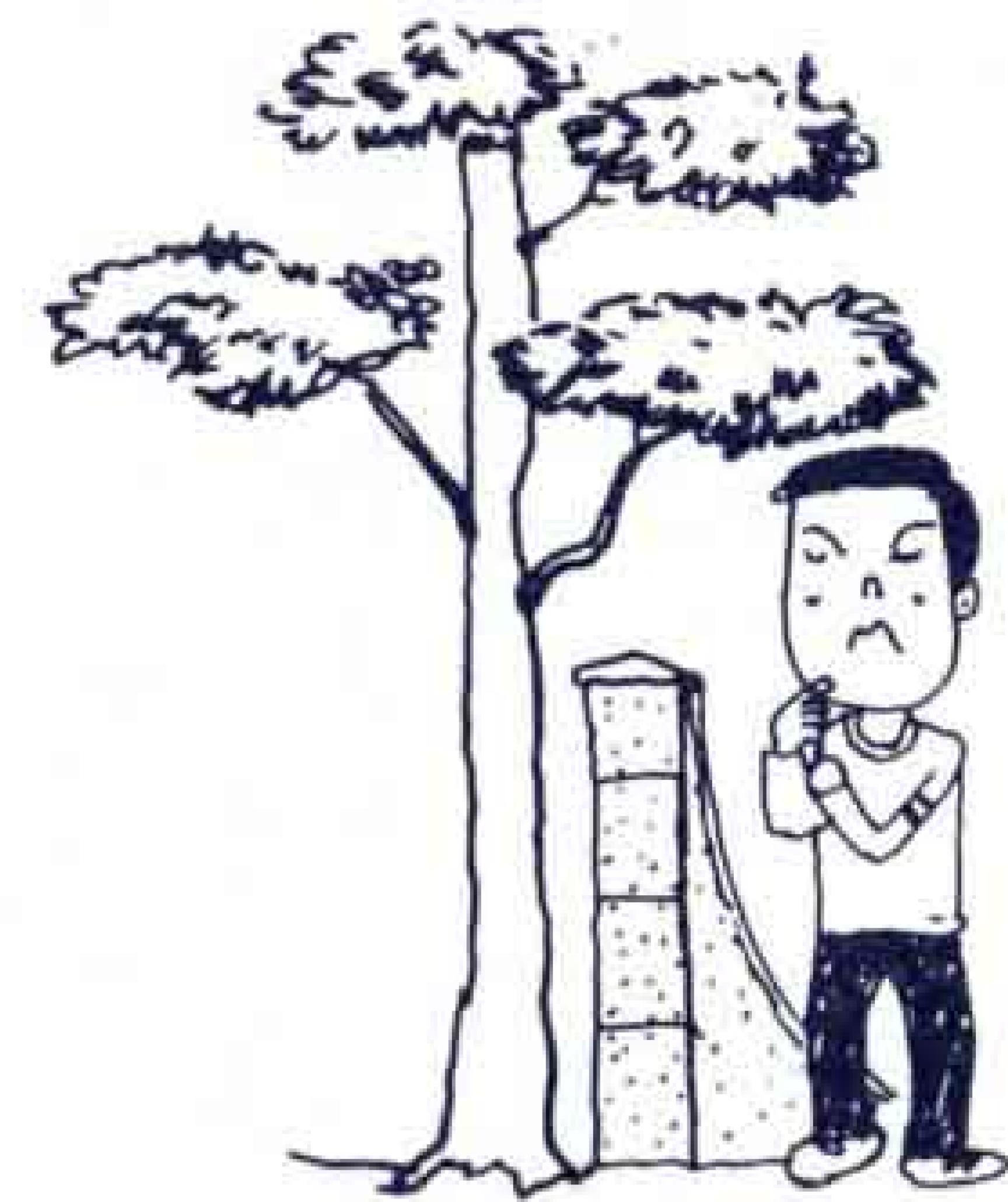
なお、判例では、枝が越境してきたからといって、どんな場合でも切り取りを請求できるのではなく、その枝のために、越境された側で、土地の利用をさまたげられるおそれがあり、しかもその損害にくらべて、木の所有者が枝を切ることによって受ける損害が不当に大きくなり、という場合でなければ、切り取り請求は許されない、とされています。（新潟地裁・昭39.12.22判決）

根の場合も、同じに考えてよいでしょう。

いずれにしても、隣りどうしのことは話しあいで円満に解決していくたいものです。

なお、こうしたことの相談は、お気軽に市民生活課（市民相談室）をご利用ください。

☎ 51-0123 内線 243



隣りの家に迷惑にならないように気をつけましょう

応急手当の知識

さあ大へん!!
でも大丈夫

切りきず



- ・出血のひどいときは止血します。
- ・軽いときは少し出血させて、血とともにゴミや細菌を出してしまいましょう。

手当の心得

- ・清潔な布やガーゼなどで圧迫し、

包帯します。

- ・きず口を高くあげて動かさないことに。

刺しきず

きず口が小さく、出血も少ないので、軽くみてしまうと大変です。

刺しきずは意外に深いもので、破傷風になる危険もあります。

手当の心得

- ・少し血をしぼり出して、血とともに細菌を出してしまいましょう。
- ・清潔な布やガーゼを当て、包帯します。